

<指定区域概要>

形質変更時要届出区域の概況	事業場
調査対象物質	土壌汚染対策法に定める特定有害物質全 26 種
指定基準超過物質	砒素及びその化合物（溶出量） ふっ素及びその化合物（溶出量）
検出最大濃度※	砒素及びその化合物（溶出量：0.022mg/L） ふっ素及びその化合物（溶出量：3.2mg/L）
基準値	砒素及びその化合物（溶出量：0.01mg/L） ふっ素及びその化合物（溶出量：0.8mg/L）
告示日	平成 25 年 12 月 17 日 告示第 1385 号（指定） 平成 27 年 10 月 30 日 告示第 896 号（指定） 平成 30 年 10 月 19 日 告示第 900 号（指定）
人への健康影響について	周辺地域は地下水が一般的に常態としてそのまま飲用されていると認められないため、人への健康影響のおそれはない。

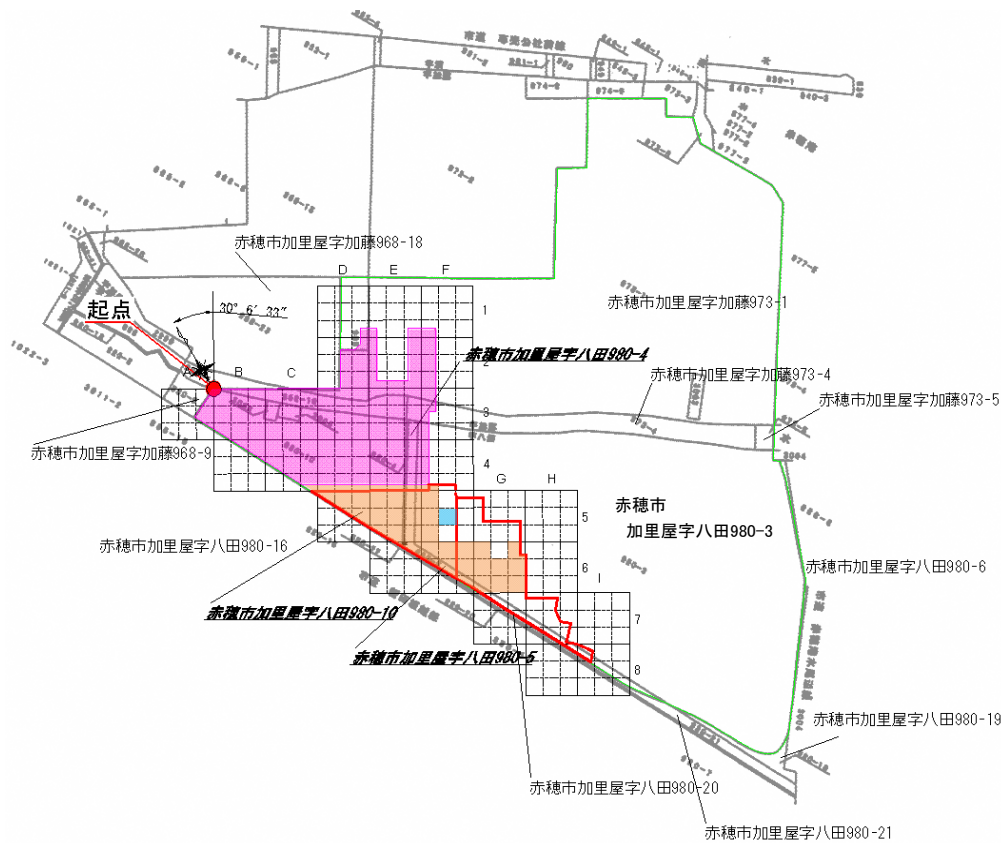
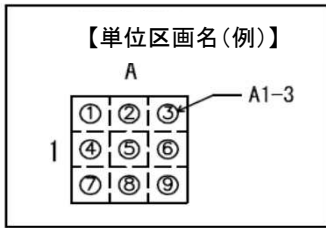
※ 試料採取等調査で検出された濃度の最大値を示す。

形質変更時要届出区域の周辺の地図



 調査対象地

形質変更時要届出区域図面



【凡例】

単位区画	形質変更時要届出区域 (平成25年12月指定)
筆境界	形質変更時要届出区域 (平成27年10月指定)
調査対象地	形質変更時要届出区域 (平成30年10月指定)
敷地境界	

【起点】

起点は、赤穂市加里屋字加藤968-18の北東端とする。

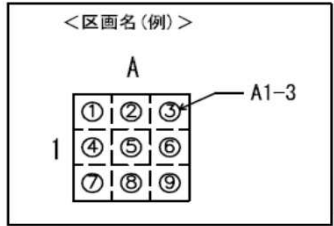
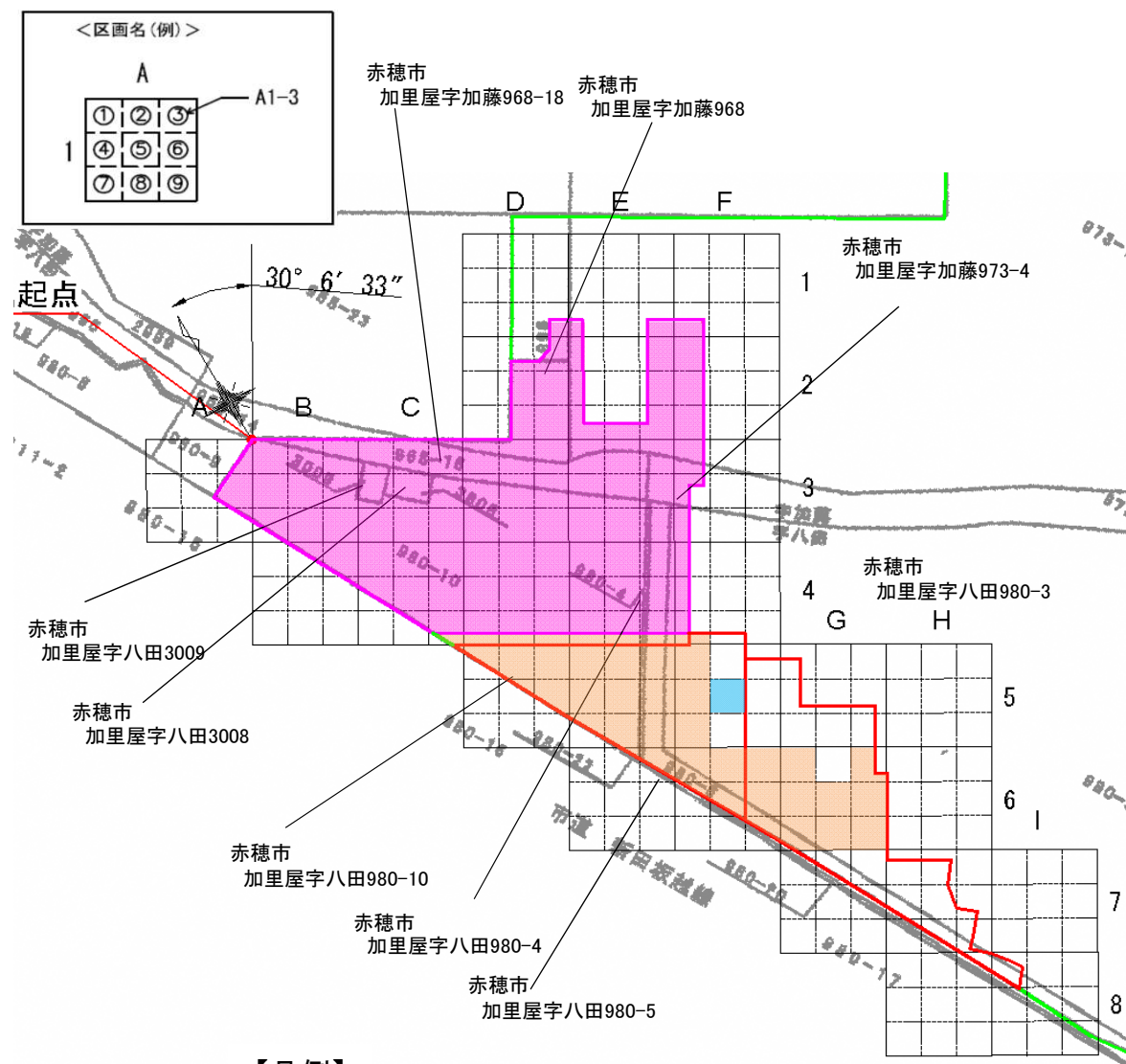
【形質変更時要届出区域の面積】

11705.94m²

【格子の回転角度(36° 06')】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらに並行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

形質変更時要届出区域図面（拡大）



【凡例】

- | | |
|-------|----------------------------|
| 単位区画 | 形質変更時要届出区域
(平成25年12月指定) |
| 筆境界 | 形質変更時要届出区域
(平成27年10月指定) |
| 調査対象地 | 形質変更時要届出区域
(平成30年10月指定) |
| 敷地境界 | |

【起点】

起点は、赤穂市加里屋字加藤968-18の北東端とする。

【形質変更時要届出区域の面積】

11705.94㎡

【格子の回転角度(36° 06')】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらに並行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。